

制定：平成 20 年 3 月 10 日

改正：平成 30 年 3 月 5 日

文京区立千駄木小学校 PTA メール連絡網運用細則

(主旨)

第 1 条 PTA 連絡手段として電子メールを利用した連絡網(以下、「メール連絡網」という。)を整備・運用する。

(発信者)

第 2 条 メール連絡網を利用したメール発信者(以下、「発信者」という。)は PTA 会長、副会長、及びその委嘱を受けた者とする。

(受信者)

第 3 条 メール連絡網からのメール受信者(以下、「受信者」という。)は、PTA の中から希望者のみとする。

(受信登録・解除)

第 4 条 受信者は、自ら所定の方法で、メール受信の登録・解除を行うこととする

(外部委託業者)

第 5 条 メール連絡網の運用にあたり、外部委託業者を利用する場合、下記を踏まえ、役員会で検討の上決定する。

1. プライバシーの保護
2. 受信者、発信者の利便性
3. 適切な委託価格
4. 業務の継続性

(発信の目的)

第 6 条 メール連絡網の利用は PTA 配布物や行事に伴ってお知らせすべき内容がある場合や、特に重要な連絡事項がある場合に限定する。

1. PTA からの文書発信のお知らせ
2. PTA が関連する行事に関するお知らせ
3. 気象状況に伴う予定変更
4. 在校生の安全に関わる情報

(定型文での発信)

第7条 メール発信にあたっては、緊急を要する場合を除き、あらかじめ用意された発信用の定型文を利用する。定型文は検討の上決定する。

(発信の承認)

第8条 メール発信は、緊急を要する場合を除き、発信者と定めたうち2名以上による発信文面の確認、承認をもって行う。

(施行日)

第9条 本細則は、平成30年4月1日より施行する。